

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定について

1 経緯

衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、令和4年11月28日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号。以下「改正法」といいます。）により、25都道府県140選挙区において衆議院小選挙区の区割りが改定されました。

改正法の施行日は令和4年12月28日で、同日以後に初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から新たな区割りが適用されます。

2 港区に係る選挙区の改定状況

新選挙区	旧選挙区
東京都第7区 (港区・渋谷区)	東京都第1区 (千代田区・港区の一部・新宿区の一部)
	東京都第2区 (中央区・港区の一部・文京区・台東区の一部)
	東京都第7区 (品川区の一部・目黒区の一部・渋谷区・中野区の一部・杉並区の一部)

※ 港区における選挙区は別紙のとおりです。

3 東京都第7区における選挙人名簿登録者数（令和4年12月1日現在）

港区	205,458人
渋谷区	193,055人
合計	398,513人

4 これまでの改定に向けた区への対応

令和4年1月6日 衆議院小選挙区の改定案に係る都知事からの意見照会に回答

1月 当該回答の内容に係る区議会への情報提供

6月16日 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の勧告内容に係る区議会への情報提供

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年1月～2月 区ホームページによる周知

令和5年中 広報みななどによる周知

※ 上記周知に加え、令和7年任期満了日までに執行される衆議院議員選挙広報みなと特集号においても周知を行います。

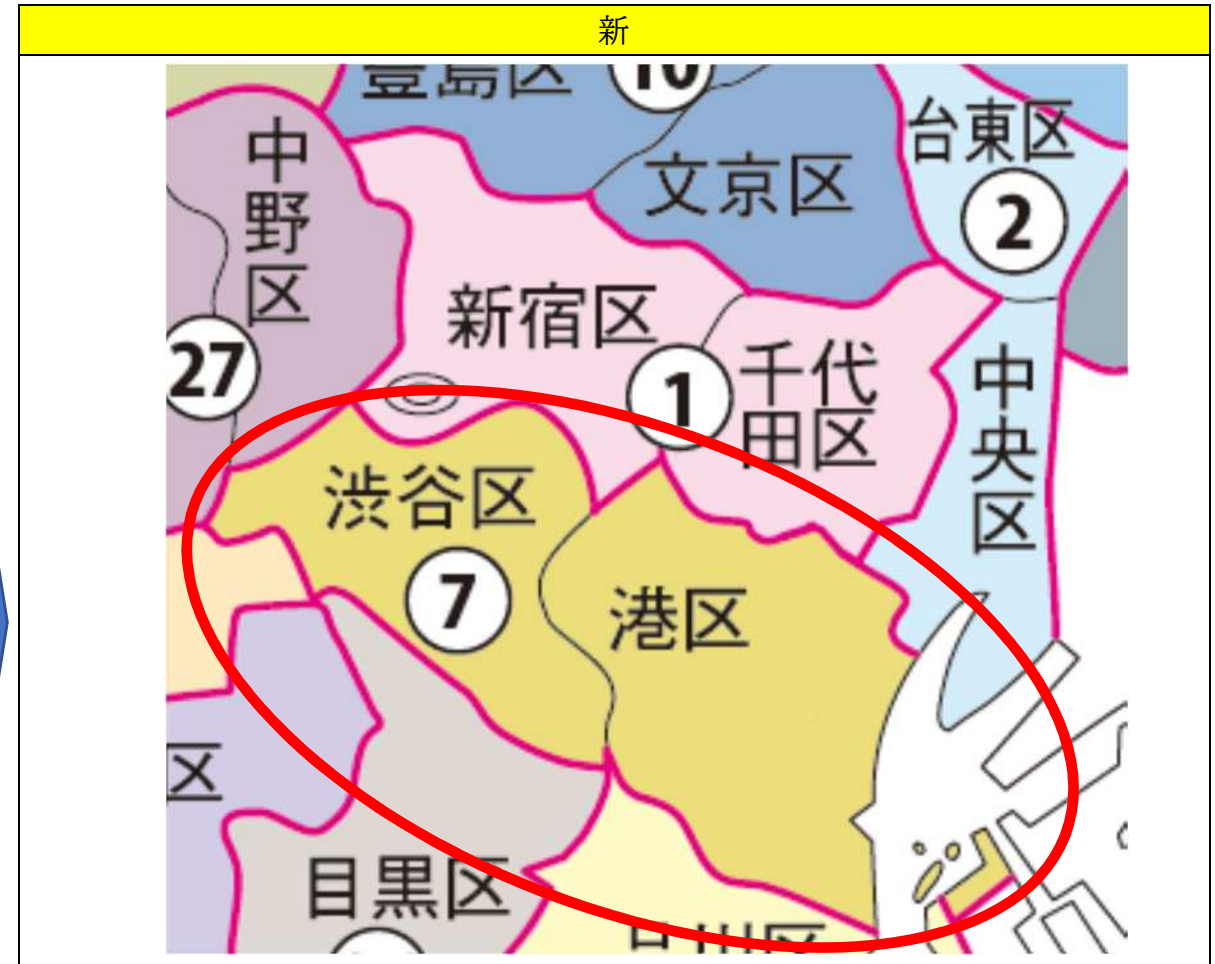
港区における選挙区の新旧対照表



【東京都第1区】
 港区芝地区総合支所管内
 （芝五丁目、三田一丁目、三田二丁目及び三田三丁目に属する区域に限る。）
 港区麻布地区総合支所管内
 港区赤坂地区総合支所管内
 港区高輪地区総合支所管内
 港区芝浦港南地区総合支所管内
 （芝浦一丁目、芝浦二丁目、芝浦三丁目、海岸二丁目及び海岸三丁目（1番から3番まで、14番から19番まで及び22番から30番までに限る。）に属する区域を除く。）

【東京都第2区】
 東京都第1区に属しない区域

※選挙区の住所は、港区のみ抜粋しています。
 ※今回の法改正により、選挙区の分割が解消された都内の区及び市
 港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、中野区、豊島区、多摩市、稲城市



【東京都第7区】
 港区